



確 約 書

ニューエネルギーマネジメント合同会社（以下「甲」という。）及び株式会社プラコー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第4-2-2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年5月12日割当予定の乙株式143,100株及び同日割当予定の新株予約権の権利行使により発行される乙株式214,700株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年5月12日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第4-2-2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年 5月12日

甲 （住 所） 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石屋ビル201
（名 称） ニューエネルギーマネジメント合同会社
（代表者名） 代表社員 河上 昌浩



乙 （住 所） 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
（名 称） 株式会社 プラコー
（代表者名） 代表取締役社長 古野 孝志



確 約 書

JVA TELOK KURAU PTE. LTD (以下「甲」という。)及び株式会社ブラコー (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年5月12日割当予定の乙株式35,700株及び同日割当予定の新株予約権の権利行使により発行される乙株式35,700株 (以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年5月12日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年 5月12日

甲 (住 所) 56 KALLANG PUDDING ROAD
H16KALLANG SINGAPORE (349328)
(名 称) JVA TELOK KURAU PTE., LTD
(代表者名) Director XU GUANGMING



乙 (住 所) 埼玉県さいたま市岩槻区篠久保新田550番地
(名 称) 株式会社 ブラコー
(代表者名) 代表取締役社長 古野 孝志



確 約 書

遼陽康達塑胶树脂有限公司（以下「甲」という。）及び株式会社ブラコー（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年5月12日割当予定の乙株式35,700株及び同日割当予定の新株予約権の権利行使により発行される乙株式35,700株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年5月12日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

2021年 5月12日

甲 (住 所) 遼陽省遼阳市宏伟区万和七路28号
(名 称) 遼陽康達塑胶树脂有限公司
(代表者名) 代表取締役 曹汉平

乙 (住 所) 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
(名 称) 株式会社 ブラコー
(代表者名) 代表取締役社長 吉野 孝志

